

社会福祉法人佳水会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 7 年 1 月 1 日 ～ 令和 12 年 12 月 31 日

2. 当社の課題

課題1： 職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）が十分ではない

課題2： 役員に占める女性の割合が低い

3. 目標

- ・ 看護休暇制度の利用実績を男女ともに（対象となる層の）80%以上とする

4. 取組内容と実施時期

取組1： 短時間勤務制度を柔軟に運用する（本人の希望に基づく一定上限内でのフレキシブルなフルタイム勤務を実施する）

- 令和 7年 1月～ 短時間勤務を運用にするにあたり、他の職員のシフトの管理をどうすればいいか社内アンケートを実施する
- 令和 7年 4月～ アンケートをもとに、短時間勤務を運用するための職員体制を整える
- 令和 12年 10月～ 実地結果の反省点等を分析する

取組2： 管理職に対するワーク・ライフ・バランスやダイバーシティマネジメント（女性活躍推進）に関する意識啓発を行う

- 令和 7年 1月～ 女性活躍推進に関する研修を行うため、資料を作成する。
- 令和 7年 6月～ 女性活躍推進に関する研修を行い、社員の意識調査も行う。（年に1回行うようにする）
- 令和 7年 10月～ 意識調査の結果を分析し、社内でも共有する（研修に基づき年1回行う）